

光市現場代理人取扱（試行）要領

1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

2 現場代理人の資格要件について

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者（以下「営業所専任技術者」という。）ではないこと（ただし、5の営業所専任技術者が現場代理人を兼務する場合を除く。）

3 常駐期間について

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡を取れる体制が確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工事製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

4 現場代理人の兼務を認める工事の要件について

受注者は、(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人又は主任技術者を兼務できるものとする。

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50m以内の区域）で施工する場合
- イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ウ 以下の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事が2件以内で、いずれも工事現場が市内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
- イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保すること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- エ 設計図書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

5 営業所専任技術者の現場代理人の兼務について

以下の要件をすべて満たす場合は、兼務できることとする。

- (1) 営業所専任技術者が、営業所専任技術者の専任する営業所（以下、「当該営業所」という。）との間で、常時連絡を取れる体制にあり、工事現場を管理する上で支障のないこと。
- (2) 当該営業所が市内にあること。
- (3) 工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
- (4) 工事が市発注の工事であり、かつ、他の工事の現場代理人、主任技術者及び監理技術者等でないこと。
- (5) 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- (6) 当該営業所又は工事現場いずれかに常駐すること。

6 現場代理人の兼務等の申請について

- (1) 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合、現場代理人兼務申請書（様式1号、様式2号）を発注者に申請することができる。
- (2) 発注者は、受注者の申請に基づき、4又は5の要件を満たしており、現場代理人の兼務について、支障がないと認められるときは承認（様式3号）するものとする。
- (3) やむを得ない理由で現場代理人を変更しようとするときは、その工事の監督職員とあらかじめ協議した上、現場代理人兼務変更届（様式4号）を提出しなければならない。
- (4) 現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

7 大規模災害復旧工事における現場代理人取扱の特例措置について

広範囲に発生した公共施設等災害復旧工事については、現場代理人の兼務の取扱いについては別に定める。

8 その他

- (1) 4 (1) アで兼務する場合、複数の工事契約を1件の契約とみなす。
- (2) 5の営業所専任技術者が複数の工事の現場代理人を兼ねることはできないものとする。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。